

クーリング・オフができる取引と期間

取 引	期 間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引	20日間
特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾など）	8日間
業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法など）	20日間
訪問購入（業者が消費者の自宅を訪ねて、商品の買取りを行うもの）	8日間

知っていますか？
クーリング・オフ制度

クーリング・オフは、消費者にとって不意打ち性が高いなど一定の取引について、一度申込みや契約の締結をした場合でも、冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定の期間であれば無条件で申込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

クーリング・オフの方法

- ・期間内に書面（はがき等）を特定記録郵便で送る
- ・書面は両面コピーし保存する

・クレジット契約の場合は、クレジット会社にも同時に送付する
※書面のコピーや関係書類は5年間保存しましょう。

【書面記入例】

通知書

次の契約を解除します。
 契約年月日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売会社名 株式会社○○
 担当者□□□□
 支払った金額○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。
 ○年○月○日
 青森市○丁目○番○号
 氏名 ○○○○

クーリング・オフができない場合の例

- ・通信販売
- ・店舗・営業所での契約
- ・自動車の購入やリース
- ・葬儀
- ・使用してしまった消耗品（化粧品や健康食品など）
- ・現金取引で3千円に満たないもの

消費生活出前講座をご利用ください

市では、消費者トラブル、悪質商法などの消費生活に関する知識や情報を提供するため、消費生活出前講座を行っています。

【対象】 町（内）会・老人クラブ・地域グループ、学校、民間企業等の団体

【講師】 消費生活相談員（無料で派遣）

【問合せ】 青森市民消費生活センター
 ☎017-722-2326

「最近の悪質商法の手口は？」「消費者被害にあわないポイントは？」などの講座を行っています。ぜひご利用ください！



困ったときの相談窓口

青森市民消費生活センターにご相談を！

青森市民消費生活センターでは、消費生活に関する苦情・トラブルの相談を受け、助言や事業者との交渉のお手伝いなどを行っています。少しでも困ったな、おかしいなと思ったら、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

◆消費者ホットライン ☎188（いやや!）

◆青森市民消費生活センター

☎017-722-2326

月～金曜日（祝日、年末年始除く）

8：30～18：00

チェックしてみよう！



高齢者・障がい者の皆さんと一緒にやってみましょう。

だまされやすい心理チェック

作成：立正大学心理学部 教授 西田公昭

あてはまる項目に○をつけてください。

1 自分のまわりに あまり悪い人はいないと思う <input type="checkbox"/>	2 相手に悪いので 人の話を 一生懸命聞く方だ <input type="checkbox"/>	3 たまたま運の悪い 人がトラブルに あうのだと思う <input type="checkbox"/>
4 知人から「効いた」 「良かった」と聞くと、 やってみようと思う <input type="checkbox"/>	5 有名人や両書きの ある人の言うことは つい信用してしまう <input type="checkbox"/>	6 人から すすめられると 断れない方だ <input type="checkbox"/>
7 迷惑をかけたく ないので家族にも 黙っていることが ある <input type="checkbox"/>	8 実際、身近に 相談できる人が あまりいない <input type="checkbox"/>	9 しっかり者だと 思われたい <input type="checkbox"/>
合計 <input type="text"/> 個		

心理チェックの結果、○が多いほど消費者トラブルにあう危険度が高い傾向にあります。

①②③に○をつけた人はトラブルに対して危機意識がうすい傾向、④⑤⑥に○をつけた人はだまされているのに気がつかない傾向、⑦⑧⑨に○をつけた人はだまされたとき一人で抱えこんでしまう傾向があります。

▲出典：消費者庁発行「高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック」